

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年9月17日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する条例(案)」
に対する意見

「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する条例(案)」
については、異議ありません。

教保第 1347-2 号

平成 20 年 9 月 10 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成20年9月議会（定例会）

教育庁保健体育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 奥武山総合運動場の体育施設のうち、奥武山水泳プールの改築に伴い、利用料金の適正化を図るため、その利用に係る料金の基準額を改める必要がある。
- (2) 九州各県及び県内類似施設の利用料金を比較考量し、体育施設のうち、武道館、奥武山弓道場及びライフル射撃場の利用に係る料金の基準額を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場及びライフル射撃場の利用料金の基準額を改めることとする。（別表第2関係）
- (2) 施行日は、平成21年4月1日とする。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項第1号の表中「840円」を「900円」に、「1,780円」を「1,920円」に改め、同項第2号の表中「50円」を「100円」に、「500円」を「1,000円」に、「100円」を「200円」に、「1,000円」を「2,000円」に改め、別表第2第5項第2号の表中「4時間」を「2時間」に改め、別表第2第6項第2号の表中「50円」を「70円」に、「75円」を「110円」に、「100円」を「150円」に、「150円」を「220円」に改め、別表第2第8項第2号の表中「150円」を「220円」に、「1,500円」を「2,200円」に、「7,500円」を「11,000円」に、「300円」を「440円」に、「3,000円」を「4,400円」に、「15,000円」を「22,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設のうち、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場及びライフル射撃場の利用に係る料金の基準額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）新旧対照表

改正案

現行

別表第2（第14条関係）

1～3 略

4 奥武山水泳プール

(1) 専用利用の利用料金

区分	基準額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール 1時間につき900円
	50メートルプール 1時間につき1,920円
	飛び込みプール 1時間につき1,920円
入場料を徴収する場合	50メートルプール 最高入場料（税込）の100人分
	飛び込みプール 最高入場料（税込）の100人分

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区分	基準額
個人利用	児童・生徒 1人2時間につき100円 回数券（11枚）1,000円
	一般・学生 1人2時間につき200円 回数券（11枚）2,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合 1人につき個人利用の基準額に10分の9を乗じて得た額
	100人以上200人未満の場合 1人につき個人利用の基準額に10分の8を乗じて得た額
	200人以上の場合 1人につき個人利用の基準額に10分の7を乗じて得た額

(3) 略

別表第2（第14条関係）

1～3 略

4 奥武山水泳プール

(1) 専用利用の利用料金

区分	基準額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール 1時間につき840円
	50メートルプール 1時間につき1,780円
	飛び込みプール 1時間につき1,780円
入場料を徴収する場合	50メートルプール 最高入場料（税込）の100人分
	飛び込みプール 最高入場料（税込）の100人分

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区分	基準額
個人利用	児童・生徒 1人2時間につき50円 回数券（11枚）500円
	一般・学生 1人2時間につき100円 回数券（11枚）1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合 1人につき個人利用の基準額に10分の9を乗じて得た額
	100人以上200人未満の場合 1人につき個人利用の基準額に10分の8を乗じて得た額
	200人以上の場合 1人につき個人利用の基準額に10分の7を乗じて得た額

(3) 略

5 武道館

(1) 略

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額
児童・生徒	2時間につき90円 回数券(11枚) 900円
一般・学生	2時間につき160円 回数券(11枚) 1,600円

(3)~(5) 省略

6 奥武山弓道場

(1) 略

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額		
	9時~13時	13時~17時	17時~21時
児童・生徒	70円	70円	110円
一般・学生	150円	150円	220円

7 略

8 ライフル射撃場

(1) 略

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額		
	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,200円	定期券(1年) 11,000円
児童・生徒			
一般・学生	2時間につき440円	回数券(11枚) 4,400円	定期券(1年) 22,000円

5 武道館

(1) 略

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額
児童・生徒	4時間につき90円 回数券(11枚) 900円
一般・学生	4時間につき160円 回数券(11枚) 1,600円

(3)~(5) 省略

6 奥武山弓道場

(1) 略

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額		
	9時~13時	13時~17時	17時~21時
児童・生徒	50円	50円	75円
一般・学生	100円	100円	150円

7 略

8 ライフル射撃場

(1) 略

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額		
	2時間につき150円	回数券(11枚) 1,500円	定期券(1年) 7,500円
児童・生徒			
一般・学生	2時間につき300円	回数券(11枚) 3,000円	定期券(1年) 15,000円